

高等学校等就学支援金を受給している
生徒とその保護者の皆様へ

北海道静内農業高等学校事務長

高等学校等就学支援金受給に係る継続意向登録及び収入状況届について（お願い）
盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、毎年6月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。

つきましては、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）または書類の提出により、期日までに届出してください。

なお、収入の有無にかかわらず、税の申告を行っていない方は、個人番号による収入状況の確認ができないため、後日、収入に関する書類を提出していただきます。

記

1 必要な届出（共通事項）

「継続意向登録」及び「収入状況届出」（その他の届出が必要な場合は、ご連絡願います。）

2 届出期日（共通事項）

令和7年（2025年）7月22日（火）まで

3 届出方法

(1) オンライン（e-Shien）による届出

ア 右のボタンから e-Shien にアクセスしてください。

イ 入学時に配付している「ログイン ID 通知書」を参照し、ログインしてください。

ウ 右の二次元コードからマニュアルを閲覧し、すべての手続を行ってください。

e-Shien

↓マニュアルが閲覧できます↓

継続届出編

(2) 書類による届出

次の書類を提出してください。

ア 高等学校等就学支援金収入状況届出書（別紙）

イ 保護者等の収入に関する書類（(ア)～(ウ)のいずれか）※市町村発行

(ア) 所得課税証明書（令和7年度用（令和6年分））

(イ) 非課税証明書

(ウ) 生活保護受給証明書（令和7年1月1日現在生活扶助を受給していることを証明するもの）

4 留意事項

期日を過ぎても収入状況の確認ができない場合は、7月から翌年6月まで高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という）の一時差止めを行うことがあります。一時差止めとなった場合、授業料を納付する必要があります。

（2枚目に続く）

5 その他

- (1) 収入状況確認の結果、所得制限超過により、受給資格が消滅した場合は、「高校生等臨時支援金」**(令和7年度限り)**の要件に該当する場合がありますため、別途ご案内します。
- (2) 収入状況確認の結果については、9月頃に文書でお知らせする予定です。
- (3) 自己の責めに帰することのできない理由による離職などで収入が減少した場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる場合があります。
- (4) 年末調整・確定申告をしていない方は、個人番号による収入状況確認ができないことがあります。収入がない場合であっても、可能な限り確定申告してくださるようお願いいたします。
- (5) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者までご連絡ください。

担当：事務職員 漆原

電話：0146-46-2101